

カードローン「バンクイック」『ローン規定』および『個人情報の取り扱いに関する同意書』変更のお知らせ

平成 29 年 3 月 27 日(月)より、下表のとおり変更いたしますのでお知らせします。

「バンクイック」ローン規定

現行	変更後
<p>第 12 条(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利息等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利息等を支払うものとします。</p> <p>(1) 第 8 条および第 9 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。</p> <p>(3) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(7) 借主に相続の開始があったとき。</p> <p>2. 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求があり次第、貸越元利息等の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利息等の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当行との取引規定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。</p> <p>(3) 借主が当行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(4) この契約に関し、当行に届け出た内容または提出資料に虚偽があると認められたとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど貸越元利息等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。</p> <p>3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに期限の利益が失われたものとします。</p>	<p>第 12 条(即時支払)</p> <p>1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利息等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利息等を支払うものとします。</p> <p>(1) 第 8 条および第 9 条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。</p> <p>(3) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいは申立予定であることを当行が知ったとき。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(5) 預金その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(7) 借主に相続の開始があったとき。</p> <p>2. 借主は次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求があり次第、貸越元利息等の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利息等の全額を支払うものとします。</p> <p>(1) 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当行との取引規定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。</p> <p>(3) 借主が当行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。</p> <p>(4) この契約に関し、当行に届け出た内容または提出資料に虚偽があると認められたとき。</p> <p>(5) 借主が開設した当行預金口座の規定に基づき、当行が当該口座を解約できる事由が発生し、解約通知を発信したとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど貸越元利息等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。</p> <p>3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに期限の利益が失われたものとします。</p>

個人情報の取り扱いに関する同意書

現行				変更後			
<p>第4条(個人信用情報機関の利用・登録等)</p> <p>1. 私は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に、私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行および保証会社がそれを与信取引上の判断(銀行は銀行法施行規則第13条6の6等に基づく、返済能力または転居先の調査をいう。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p> <p>2. 銀行および保証会社が本申し込みに関して加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申し込みの内容等が同機関に第3項の表の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p> <p>3. 私は、本契約に基づく以下の個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等)、ならびに申し込み日および申し込み商品種別等の情報。)が、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>				<p>第4条(個人信用情報機関の利用・登録等)</p> <p>1. 私は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に、私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、銀行および保証会社がそれを与信取引上の判断(銀行は銀行法施行規則第13条6の6等に基づく、返済能力または転居先の調査をいう。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p> <p>2. 銀行および保証会社が本申し込みに関して加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申し込みの内容等が同機関に第3項の表の期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p> <p>3. 私は、本契約に基づく以下の個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等)、ならびに申し込み日および申し込み商品種別等の情報。)が、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>			
登録情報	登録期間(各個人信用情報機関の連絡先等は第5条に記載)			登録情報	登録期間(各個人信用情報機関の連絡先等は第5条に記載)		
	全国銀行 個人信用情報センター	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー		全国銀行 個人信用情報センター	株式会社 日本信用情報機構	株式会社 シー・アイ・シー
(1)氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	(2)~(8)の登録情報のいずれかが登録されている期間			(1)氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	(2)~(8)の登録情報のいずれかが登録されている期間		
(2)個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申し込みの内容等	銀行が、信用情報を利用した日から1年を超えない期間	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月間	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月間	(2)個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申し込みの内容等	銀行が、信用情報を利用した日から1年を超えない期間	保証会社が、信用情報を利用した日から 6ヶ月以内	保証会社が、信用情報を 照会 した日から6ヶ月間

(3)借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞等の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約期間中およびこの契約による債務の完済日から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	(3)借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞、 延滞解消等 の事実を含む)等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中および契約終了後5年以内
(4)債務の支払を遅滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	(4)債務の支払を遅滞等した事実	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年間
(5)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—	(5)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
(6)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—	(6)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
(7)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	(7)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
(8)本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	(8)本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から 5年以内	登録日から5年以内

4. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4. 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第5条(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関と同機関と提携する個人情報機関の名称等)
 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。
 なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行および保証会社ではできません。)

個人情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	http://www.cic.co.jp/ TEL0120-810-414	△	○
株式会社日本信用情報機構(JICC)	http://www.jicc.co.jp/ TEL 0120-441-481	△	○

第5条(銀行および保証会社が加盟する個人情報機関と同機関と提携する個人情報機関の名称等)
 銀行および保証会社が加盟する個人情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。
 なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(銀行および保証会社ではできません。)

個人情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター(KSC)	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー(CIC) (貸金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	http://www.cic.co.jp/ TEL0120-810-414	△	○
株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	http://www.jicc.co.jp/ TEL 0570-055-955	△	○